

あいち就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム会議の
傍聴に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、あいち就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム会議の傍聴にかかる手続、遵守事項その他必要な事項について定めることを目的とする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議における傍聴人の定員は、会議開催の都度、決定する。

(傍聴申込み及び傍聴者の決定方法)

第3条 傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書(様式1)により、事前に申し込むものとする。

なお、希望者多数の場合は先着順とする。

(傍聴証等の交付)

第4条 傍聴人には、当日までに、傍聴証(様式2)、傍聴人心得(別紙)及び会議資料又はその概要を交付する。

傍聴人は、傍聴人心得を遵守するものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。

- (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって愛知労働局職業安定部職業安定課及び愛知県労働局就業促進課(以下、プラットフォーム事務局という)が許可した場合は、この限りではない。
- (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
- (5) 写真機、録音機、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、プラットフォーム事務局が許可した場合は、この限りではない。
- (6) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに席を離れないこと。
- (2) 帽子、コートの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、プラットフォーム事務局が許可した場合は、この限りではない。
- (3) 携帯電話及びスマートフォンについては、使用できないよう電源を切ること。
- (4) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (6) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲

げる等の示威的行為をしないこと。

(7) 私話し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。

(8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席においては、写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、プラットフォーム事務局が許可した場合は、この限りではない。

(プラットフォーム事務局の指示)

第8条 プラットフォーム事務局は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又はプラットフォーム事務局の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。

(報道関係者の取扱)

第9条 報道関係者は、第2条及び第3条の規定に関わらず、会議を傍聴することができる。

(オンライン開催時の特例)

第10条 Web 会議システムによりオンラインで開催する際の傍聴は、Web 会議システムへ入室を認めることにより行う。この場合、傍聴者は Web 会議システムのカメラ及びマイクをオンにすることはできない。

2 傍聴申込及び傍聴者の決定方法は、第3条を準用する。

3 プラットフォーム事務局は、決定した傍聴者に対し、届け出られた電子メールアドレスに Web 会議システムへの入室に必要な ID とパスワードを送信することとし、第4条に定める傍聴証の交付はこれをもって代えることとする。

4 通信回線の不具合により傍聴人に不利益が生じた場合については、プラットフォーム事務局はその責を負わない。

(附 則)

この要領は、令和元年9月30日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和5年1月30日から施行する。

(様式1)

会議傍聴申込書

令和 年 月 日

あいち就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム会議事務局殿

令和 年 月 日に開催されます、貴会議の傍聴を申し込みます。

住 所

氏 名

年 齢

電話番号

Eメールアドレス

(様式2)

あいち就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム会議傍聴証

令和 年 月 日限

傍聴人氏名.....

傍 聴 人 心 得

会議の傍聴をされる方は、次の事項を守ってください。

- 1 傍聴証は必ずお持ちください。
なお、傍聴を終えた時は、事務局へ傍聴証をお返してください。
- 2 開会前に会場に入室して、傍聴席に着席してください。
- 3 帽子、コートなどは着用しないで入室してください。
- 4 携帯電話及びスマートフォンについては、電源を切って入室してください。
- 5 飲食や喫煙をしないようにしてください。
- 6 会議における言論に対して、批評を加え又は可否を表明しないようにしてください。
- 7 鉢巻、腕章、たすき、ゼッケンなどを着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げるなどの示威的
行為はしないようにしてください。
- 8 私語、談論、拍手、その他騒ぎ立てるなど、会議を妨げるような行為をしないようにしてくだ
さい。

これらの事項を守らない場合、又は座長の指示に従わない場合には、退場を命じられることがあります。

(別紙)

傍 聴 人 心 得
(オンライン開催時)

プラットフォームの傍聴をされる方は、次の事項を守ってください。

- 1 傍聴人の費用と責任において、傍聴に必要なパソコンやネットワーク環境を確保、使用してください。
- 2 委員等と区別するため、オンライン会議システムの表示名を「『傍聴者』+プラットフォーム事務局から指示する番号」としてください（氏名等を表示する必要はありません）。
- 3 会議中はマイク及びカメラをオフにし、チャットやリアクション等の機能も使用しないでください。
- 4 会議の録音や録画、写真撮影等を行わないでください。ただし、プラットフォーム事務局が許可した場合は、この限りではありません。
- 5 交付されたオンライン会議システムのURL、参加ID及び参加パスワードを他の方へ知らせたり、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等で公開しないでください。
- 6 オンライン会議システムの使用により、傍聴人が損害（個人情報や企業秘密の漏洩等を含むがこれらに限らない）を被った場合であっても、プラットフォーム事務局は当該損害について一切の責任を負わないものとします。また、通信回線の不具合により傍聴人に不利益が生じた場合についても、同様です。
- 7 その他会議を妨害するような行為をしないでください。

上記事項を守らない場合、又はプラットフォーム事務局の指示に従わない場合は、傍聴人の決定の取消、傍聴の中止を命じられることがあります。